

ボランティアセンターだより

第114号 平成21年 6月12日発行

ボランティアセンターは 町民皆さんのボランティア活動をサポートします

「ボランティアしたいけど…何かわたしにもできることありますか?」「相談したいけどどこに行けばいいの」「活動についておしえてほしい…」などの声を聞きますが、そんな時はボランティアセンターにご相談ください。

ボランティアセンターは保健福祉センター(あいあい21)2階 社会福祉協議会事務所の中にあり、ボランティア専任担当職員(コーディネーター)と兼任職員(ボランティアセンター担当)がいます。

また、1階ロビーでボランティア相談を開設していますのでお越しください。お待ちしております。

具体的には次のような仕事をしています。

- ①相談・援助・登録・紹介……ボランティア活動をしたい人、してほしい人の相談・調整・紹介の窓口 ボランティアグループへの援助
- ②広報・情報提供……ボランティア活動に関する情報提供
広報誌ボランティアセンターだよりの発行
- ③養成・研修……ボランティア活動に関する講座・研修会の開催
- ④活動への呼びかけ……新規にボランティアグループをつくりたい人への支援活動への助成・助成団体への紹介
- ⑤連絡・調整……ボランティア関係団体や関係機関との連絡調整
- ⑥ボランティア保険……活動中の事故に備えてのボランティア活動保険への加入促進

ボランティア活動は特別な行為、特別な人ではなく誰もがあたりまえに、一人ひとりが無理なく生活のなかにとけ込んだ自然体で参加できる活動です。

ボランティアという名前の特別な人がいるわけではありません。

あなたもボランティアセンターから活動への「はじめの一歩」を踏みだしませんか。

いつでもあなたのボランティア活動を応援します

安心して活動するためのボランティア活動保険!

いま、ボランティア活動されている方、これからボランティア活動を始めようという方も安心して活動していただくためのボランティア活動保険に加入しませんか。加入申し込み、その他詳しいことはボランティアセンターにお問い合わせください。

補償金額・保険料(掛金)

| 保険金の種類 | 補償内容 | 加入プラン・補償金額 | | |
|----------------------|--|------------------|------------------|------------------|
| | | Aプラン | Bプラン | Cプラン |
| 死亡保険金 | 偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。(注2) | 1,418万円 | 2,553万円 | 4,098万円 |
| 後遺障害保険金 | 偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故の日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて後遺障害保険金額の3~100%をお支払いします。(注2) | 1,418万円 (限度額) | 2,553万円 (限度額) | 4,098万円 (限度額) |
| 入院保険金日額 | 偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため入院した場合、事故の日からその日を含めて1,000日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 | 7,000円 | 11,000円 | 14,000円 |
| 手術保険金 | 偶然な事故によってケガをされ、その入院保険金をお支払いする場合で、事故の日からその日を含めて1,000日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けられたとき、入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍・20倍または40倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。 | | | |
| 通院保険金日額 | 偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため医師の治療を受けた場合、平常の生活または業務ができる程度に治った日までの通院日数(往診日数を含みます)に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて1,000日以内の通院が対象となります。 | 4,500円 | 7,000円 | 9,000円 |
| 賠償責任保険金 (対人・対物共通) | 第三者の身体または財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき保険金をお支払いします。また、訴訟費用、裁判上の調停・和解または仲裁に要した費用などもお支払いします。(注3) 免責金額はありません。 | 5億円 (限度額) | 5億円 (限度額) | 5億円 (限度額) |
| 年間保険料(掛金) | 基本タイプ | A 260円 | B 420円 | C 590円 |
| | 天災タイプ (基本タイプ+地震・噴火・津波) | 天災A 460円 | 天災B 770円 | 天災C 1,130円 |

(注1) 傷害事故の保険金は、健康保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なくお支払いします。

(注2) 死亡保険金および後遺障害保険金のお支払いは合計して、補償期間を通じて死亡保険金額を限度とします。

(注3) 人格権の侵害により、法律上の賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。

相談日時

◆ボランティアセンター

場所 芽室町東4条4丁目5 あいあい21(保健福祉センター)2階 社会福祉協議会内
連絡先 電話/FAX 61-3631
開所時間 月曜日から金曜日 8:30~17:30(土・日・祝日はお休みです)
相談相手 専任 土井 弥生(ボランティアコーディネーター)
兼任 旭 美樹生(ボランティアセンター担当)



◆ボランティア相談

場所 あいあい21(保健福祉センター)ロビー
開設時間 月曜日から金曜日 8:30~正午

あとがき

気候もよくなり、これからボランティア活動等で外出する機会が増えると思います。お花見、お買い物、お祭り…行事がいっぱいです。活動中のちょっとした気もちのゆるみから相手にケガをさせたり、また自身のケガにつながることもあります。もしもの時のためにボランティア活動保険に加入しませんか。

みなさんもケガに気をつけ無理のない計画で活動を続けてください。

(ど)